

指定居宅介護支援事業重要事項説明

1 指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域等

法人名	医療法人社団門の内会
事業所名	ケアプランセンターコスモス
所在地	西条市周布 338
電話	(0898) 64-7123
FAX	(0898) 64-6161
介護保険事業所番号	3871200014
サービスを提供する地域	西条市（主に旧東予市・丹原町・小松町）

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	資格	勤務形態
管理者 主任介護支援専門員	介護福祉士	1名（常勤・兼務）
主任介護支援専門員	社会福祉士	1名（常勤・専従）
介護支援専門員	看護師	2名（常勤・専従）

(3) 営業時間

平日	8時30分～17時
----	-----------

* 土日、祝祭日および盆休み（8月16日）、年末年始（12月31日より1月3日まで）は休業します。ただし緊急の場合は、上記事業所までご連絡いただければ携帯電話に転送され、24時間職員に連絡がとれる体制になっております。|

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者が要介護状態になられた場合でも、できる限り居宅で、その人の有する能力に応じた、自立した日常生活が送れるよう適正な居宅介護支援を行います。

(2) 運営方針

- 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者の中から利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
- 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場で、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に支援を行います。
- 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図り、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供に努めます。

- ▶ 地域包括支援センターからの紹介による支援困難事例についても居宅介護支援を提供し、必要な際は地域ケア会議等により地域包括支援センター及び関係機関との連携を図ります。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービスの利用開始

お電話または来所でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 主な内容

- ① 情報提供と相談
- ② 要介護認定の申請・更新の代行
- ③ 居宅サービス計画の作成の支援（課題分析、サービス担当者会議等）
- ④ 経過観察、再評価、事業者との連絡調整
- ⑤ サービス利用票、提供票、給付管理票等の作成、管理
- ⑥ 市町村、地域包括支援センターとの連携
- ⑦ 入退院時における医療機関との連携

※サービスの利用にあたって、利用者の要介護状態の軽減、悪化防止になるよう、適切にサービスを提供します。そのため利用者の了解を得て、主治医等に意見をお尋ねしたり、必要に応じて診察に同席させていただくことがあります。また、入院になった際は医療機関に対して担当介護支援専門員の氏名と連絡先をお伝えください。

※利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

※サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明いたします。もし、わからないことがあれば、いつでも担当介護支援専門員に遠慮なくご質問ください。

(3) サービス利用のために

介護支援専門員の変更	変更を希望される方はおっしゃってください。
課題分析の方法	厚生労働省の定める「課題分析標準項目」に準じたアセスメント方式他、利用者に応じたアセスメント方式を使用いたします。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援(総合事業含む)認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき介護保険法で定められた料金を要介護区分に応じて頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

(2) 交通費

通常の事業地域またはそれを越えた地点から片道概ね5km未満は無料、5km以上の場合は5kmにつき600円の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解除することができます。契約の解約については、一切料金はかかりません。

5 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

6 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者及びその家族等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所が得た利用者及び家族等の個人情報については、サービス担当者会議、他事業所との連絡調整、実習の受け入れに協力を行う場合等、サービス提供の維持・向上を目的とする正当な理由がある場合以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族等の了解を得ない限り用いません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

7 居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員は、利用者の状況を把握するため、要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回は利用者の居宅に訪問し、モニタリングを行います。

また、以下の要件をすべて満たしたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行う場合もあります。

- (1) 利用者の同意を得ること
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、サービス事業所及びその他関係者の合意を得ていること
 - ① 利用者の状態が安定していること
 - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
(家族のサポートがある場合を含む)
 - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること
- (3) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること

8 サービス提供時の緊急時等対応方法

- (1) 緊急時連絡先の確認
- (2) かかりつけの医療機関と主治医の確認

9 サービス内容に関する苦情

事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当の介護支援専門員か下記窓口までおっしゃってください。

- (1) 当事業所の窓口 ケアプランセンターコスモス
電 話 (0898) 64-7123
担当者 センター長

(2) その他

西条市役所介護保険課：(0897) 56-5151

西条市役所西部支所：(0898) 64-2700

愛媛県国民健康保険団体連合会：(089) 968-8700

10 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

11 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 安全管理委員
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の周知徹底
- (5) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに市町村に通報

12 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援サービスを継続的に実施し早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し当該計画について周知するとともに、定期的に研修・訓練を実施します。
- (3) 定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

13 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者・家族・関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ず居宅介護支援サービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) 従業者の写真・動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。